

気候変動ウェビナーシリーズ

自主的炭素市場の今後の行方－ TSVCMレポート(Phase II)の解説

2021年 8月 6日



質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました質問に登壇者が回答いたします。

質問1	CCS/CCUをオフセットクレジットとして認める機関はどういったところがあるでしょうか。
回答1	<p>CDM（クリーン開発メカニズム）では、CCSプロジェクトの実施が認められています。しかしながら、いまだCCSプロジェクト用の方法論はなく、また、プロジェクトも存在しません。</p> <p>CDMでは、プロジェクトの実施に関して以下の条件が定められおり、手続きや体制の準備をしっかりと行うことが必要になります。</p> <p>通常のCDM参加要件に加えて、領有内でのCCSを許可する旨をUNFCCC事務局に通知し、かつ以下の法律・規制を有する非附属書 I 国のみがCCS-CDMを実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サイト選定等の手続き ● プロジェクト参加者に付与する炭素貯留の権利の定義 ● 著しい損害による影響を受ける法人・個人・コミュニティに対する速やかな賠償の提供 ● 予期せぬ炭素の漏洩を制御・停止させ、長期的な環境を確保するための速やかな方策 ● 貯留サイトに係る責任問題を解決する方法の確立

質問2	自然を活用した解決策（NbS）や除去技術、農業関係（特に米国）の増加について、米国が積極的に推進する意図としてバイデン政権が気候変動のイニシアティブをとること以外にどのような背景がありますか。
回答2	<p>米国企業が関係する以下の団体が活動を積極的に行っています。</p> <p>ネガティブ・エミッション連合（Coalition for Negative Emission） 自然や技術を活用したネガティブ・エミッションの規模を拡大することを目的に活動。本連合には、バイオエネルギー炭素回収・貯留（BECCS）や直接空気回収・貯留（DACs）の規模拡大に取り組んでいる企業が参加（27企業）。</p> <p>自然気候ソリューション・アライアンス（Natural Climate Solutions Alliance） 2025年までに年間100億トンの排出削減・除去を達成するという企業のコミットメントを確保することで、自然気候ソリューションに対する民間部門の投資を促進することを目的に活動。</p>

質問3	これらのイニシアティブは、クレジットの質?の点では、EUタクソノミー、需要側ではCDPなどと他の枠組みとの接続や連携はあるのでしょうか？
回答3	CDPは本タスクフォースにコンサルテーショングループメンバーとして参加しています。また、TSVCMは、7月29日に設置された自主的炭素市場十全性イニシアティブ（VCMi）とクレジットの品質の検討について連携しています。

質問4	脱炭素に貢献可能なプロジェクトを海外で実施、あるいは携わろうとしている日本企業が、その資金調達の一環としてオフセットクレジットの利用を考えるときに留意すべきことがありましたらご教示ください。
回答4	今後、パリ協定第6条での議論やSBTのネット・ゼロ・スタンダードの動向に注目する必要がありますが、オフセットクレジットの品質、クレジットの活用方法（例えば、どの排出量（Scope1, Scop2, Scope3）に、どのクレジット（ベンチマーク）を使うか）、クレジット使用に関する情報開示に留意しながら、その活用を検討されるのがよいのではないかと考えています。

質問5	コンサルテーションメンバーに所属するにはどうすればよいのでしょうか？
回答5	TSVCMホームページで記載されている下記のメールアドレスからお問い合わせいただくのがよろしいかと思います。 Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets (https://www.iif.com/tsvcm) tsvcm@iif.com

質問6	初歩的な質問で恐縮ですが、今回説明されている「クレジット」とは、京都議定書におけるCER同様に、パリ協定における新たなクレジットスキームが議論されているという理解で合っていますか？
-----	--

回答6	<p>パリ協定第6条の議題で主にクレジットに関して、議論されているのは、以下の2つになります。今回、お話ししているクレジットは下記の2つとは異なる自主的なオフセット制度から発行されるクレジットのことを指しています。</p> <p>パリ協定第6条2項：主に二国間協力で検討されているメカニズム パリ協定第6条4項：CDMの後継メカニズム</p>
-----	--

質問7	コアカーボン原則はどこでつくられたものでしょうか？
回答7	コアカーボン原則は、自主的炭素拡大タスクフォースの下で設置されたワーキンググループで議論され、作成されました。

質問8	CCPによる制度やクレジットの質の評価は、誰がする想定なのでしょう？基本は、プロジェクト実施側、購入側だと思いますが、ちゃんと評価しているかを外部機関がみるのでしょうか？
回答8	TSVCMのフェーズII報告書によると、新たに設置される理事会がCCPによる制度やクレジットの質を評価する予定です。

質問9	森林などのクレジットについてですが、将来、山火事等が発生する可能性なども考慮しないとけないのでしょうか。持続性の観点からの質問です。
回答9	森林プロジェクトでは、持続性への対応が求められます。VERRAでは、Non-Permanence Risk Toolを用いて、プロジェクトの持続性に関するリスクに対処・考慮することが求められています。

質問10	評価の必要性について、なぜそのようになったのか、ということは、タスクフォースのレポートに掲載されているということでしょうか。例えば土地管理や再エネに持続性が赤でないのはすでに十分な基準であるからなのか厳しい基準でなく
------	--

	て良いからなのか少し混乱します。
回答10	下記のフェーズII報告書のAppendixに簡易な分析結果がまとめられています。 TSVCM Technical Appendix https://www.iif.com/Portals/1/Files/TSVCM_Phase_2_%20Report_Technical_appendix.pdf

質問11	COP26を行う事で、ボランタリークレジットにおいて何が決定されるのでしょうか？
回答11	COP26では、二国間制度やCDMの後継版であるパリ協定第6条4項から発行されるクレジットの使用に関して、二重計上を防止するためのアカウンティング方法（相当調整）や、CDMの後継版であるパリ協定6条4項の実施ルールが決定される予定です。自主的炭素市場は、これまでCDM等の制度を参考にして制度が設計されたこともあり、CDMの後継版が大きく制度を変更するとすると、現在の自主的炭素市場の制度運営に影響があると想定されます。

質問12	昨日発表されたMETIのカーボンクレジットマーケットの構想においても、品質のいいボランタリークレジットも活用することが述べられていましたが、ここでの品質のいいとは、相当調整の有無が一番重要かと考えておりますが、相当調整がない場合でもSDGsや除去である等別のアイテムで質の高さが担保されれば問題ないとなる可能性はありますか？
回答12	世界全体の排出量を増やさないようにするためには、ご指摘の通り、相当調整の有無が最も重要であると考えています。全てを満たすことは難しいことが想定されるため、相当調整は適用しなくとも、他の基準で評価されるということも考えられます。一方で、相対的な評価になると、相当調整を適用しているクレジットと比較し、そのクレジットの総合的な評価は下がることも考えられます。クレジットの使用を誰がどのように評価するかが、今後、ポイントなると考えています。

質問13	MRVの説明にある「審査機関」は、どの機関でしょうか。
回答13	<p>各制度によって、審査機関に求められる要件が異なります。例えば、二国間クレジット制度の場合、以下のいずれかを満たすことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UNFCCC CDMで認定された審査機関：Designated Operational Entities (DOEs) https://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html ・ ISO14065によって認定された機関 (公財) 日本適合性認定協会によって認定されている日本の機関はこちらです。 https://www.jab.or.jp/system/service/greenhousegas/accreditation/

質問14	オフセットとありますが、追加性が必要になると考えると、例えば森林系や技術のアップデートでは限りがあると思います。世界がクレジットを求めていく世界になっていく中で、十分なクレジットは確保できるのでしょうか？
回答14	個人的な見解ではありますが、2021年に開催されるCOP26でパリ協定第6条のルールが決定した後も詳細なルールは2-3年かけて準備が行われます。その期間に、CDMでこれまでに発行されたクレジットと同等のクレジット量が発行される見込みは低く、また、自主的炭素市場のプロジェクト数を一気に増やせたとしても、クレジット発行までに一般的に3-4年の期間がかかるため、短期的にはクレジットの供給量は限定的になると考えています。

質問15	万一COP26で6.2、6.4の交渉の合意が得られなかった場合、今回お話しくださったような自主的炭素市場がメイン市場となるのでしょうか？
回答15	COP26でパリ協定第6条の合意が得られなかった場合、CDM制度の運用は6条の合意が得られるまで一時的に停止することになりますので、日本やスイスが取り組んでいる二国間のメカニズムや自主的なオフセット制度で得られるクレジットが中心になることが想定されます。

質問16	コンプライアンス部分とボランティア部分のダブルカウントを防ぐことは、誰が責任をもってダブルカウントでないことを実証するのでしょうか？ VCSやGold Standardのようなボランティアクレジット認証者でしょうか？それともボランティアクレジット創出者でしょうか？
回答16	パリ協定第6条に参加する国は、二重計上を防止するために獲得・移転したITMOs（国際的に移転される緩和:クレジットのこと）の量を国連に報告することが求められます。ITMOsの定義は決定していませんが、現在のパリ協定第6条の交渉テキストでは、その定義に、NDCの達成に使用されるクレジットに加えて、自主的な目標達成に使用されるクレジットと解釈できる文章が含まれています。パリ協定第6条の結果次第で、各国において二重計上を防止するためのガイドライン等が準備されていくのではないかと考えています。

質問17	発展途上国でのオフセット事業で達成された排出削減量は、発展途上国自らのNDCの達成に使えなくなるという理解で正しいでしょうか。
回答17	パリ協定第6条において交渉が続いていますが、発展途上国で実施されたプロジェクトから発行されたクレジットが国外に移転された場合、二重計上を防止するために、その削減量はNDCの達成に使用できないルールとなる見込みです。

質問18	クレジットの適格性のガイドラインにより、日本のJクレジットの追加性についても見直しを迫られそうでしょうか？
回答18	追加性を今後見直すかどうかは、J-クレジット運営委員会が判断することになります。国内では、オフセットクレジットの拡大に向けた議論が行われていますが、今後、国際的な動向を踏まえつつ、委員会で制度を見直すという判断がされれば、追加性が見直しが行われるかと思えます。